

(公印・契印省略)

総基料第191号
令和6年11月14日

沖縄セルラー電話株式会社
代表取締役社長 宮倉 康彰 殿

総務省総合通信基盤局長
湯本 博信

接続料算定における5G（SA方式）に係る費用及び需要の扱いについて（要請）

標記について、令和6年度以降のデータ伝送交換機能の接続料（回線容量単位接続料及び回線数単位接続料）の算定について、貴社において下記の事項を実施するよう要請する。

記

- 1 令和5年度を基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則（平成28年総務省令第31号。以下「接続料規則」という。）第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。以下同じ。）とし、令和7年度から令和9年度までに適用される予測接続料（接続料規則第13条第3項に規定する予測接続料をいう。以下同じ。）の算定に当たっては、少なくとも令和8年度及び令和9年度に適用される予測接続料については、4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）に係る費用及び需要を一体として算定を行うこと。
- 2 令和6年度以降を基礎事業年度とする予測接続料の算定に当たっては、4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）に係る費用及び需要を一体として算定を行うこと。
- 3 令和8年度以降を基礎事業年度とする精算接続料（接続料規則第13条第4項に規定する精算接続料をいう。）の算定に当たっては、4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）に係る費用及び需要を一体として算定を行うこと。

以上